

総務庁長官 太田 誠一 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

### 諮問第258号の答申

#### 平成11年に実施されるサービス業基本調査の計画について

総務庁は、平成11年に実施を予定しているサービス業基本調査（指定統計第117号を作成するための調査）について、サービス業を営む事業所の活動実態をよりの確にとらえるため、平成6年調査では除外した非営利的サービス業を営む事業所を調査の範囲に含めるとともに、標本設計の見直し、郵送調査の一部導入等を行うことを計画している。

本審議会は、本調査が我が国におけるサービス業の活動を広く概括的にとらえるものとして、統計体系上、重要な位置を占めるものであることから、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ、今回調査の計画全般について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

##### 1 今回調査の枠組み及び今後の本調査の実施の在り方について

今回調査については、統計行政の新中・長期構想において提言された主要統計調査の実施方法を変更して、事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）とは分離して単独で実施することを計画している。これについては、諮問第256号の答申「平成11年に実施される事業所・企業統計調査及び商業統計調査の計画について」により事業所・企業統計調査と商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）が同時に実施することとされたことに伴う措置であり、妥当なものと認められる。

しかしながら、平成16年においても、平成11年と同様に地方公共団体を經由する複数の大規模調査の実施が見込まれていることから、次回調査については、報告者負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、調査結果の利用可能性を高める観点から、事業所・企業統計調査及び商業統計調査との関わりにおいて、例えば、調査の一元的実施を含め幅広く検討する必要がある。その際、平成11年に実施される事業所・企業統計調査及び商業統計調査の同時実施の結果も踏まえるとともに、調査の方法としてロングフォーム・ショートフォーム方式の導入等についても検討する必要がある。

なお、上記検討と並行して、サービス業基本調査を始めとするサービス業関連統計調査の在り方について統計行政の新中・長期構想を踏まえ、更に検討する必要がある。

## 2 今回調査の計画について

### (1) 調査の範囲の拡大等

調査の範囲については、前回調査において調査の範囲から除外した非営利的サービス業を営む事業所を含めることとしている。これについては、諮問第239号の答申（一）「平成6年に実施されるサービス業基本調査の計画について」を踏まえ、サービス業の活動実態を包括的にとらえるための措置であり、妥当なものと認められる。

また、前回調査では、調査の対象地域から除外されていた全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）の対象町村及び人口3万未満の市の一部については、今回郵送調査を導入することにより調査の対象地域に含めることとしている。これについては、地方公共団体の事務負担の軽減を図りつつ結果精度を確保するためのものであり、妥当なものと認められる。

### (2) 標本設計

標本設計については、調査の効率的実施を図るため、前回調査の事業所抽出と調査区抽出の併用から事業所抽出のみに変更するとともに、標本規模は前回調査と同程度とすることとしている。今回、前回調査において調査の範囲から除外した非営利的サービス業を営む事業所を含むことを考慮すると、抽出方法の変更については結果精度の向上に資するものであり評価できる。また、今回、非営利的サービス業を営む事業所を調査対象に含めたにもかかわらず、標本規模を前回並みとすることは予算の制約等によるものでありやむを得ないものと認められる。

なお、次回調査の標本設計の検討に資するため、結果精度の評価方法の見直し並びに名簿確定時点以降の事業所の変動、郵送調査の一部導入及び事業所抽出のみへの変更が結果精度に及ぼす影響等について検討を行うことが望まれる。

### (3) 調査事項

調査事項については、平成11年事業所・企業統計調査の結果を活用できる事項やこれまでの調査で必要な情報が得られた事項を削除する一方、サービス業の雇用実態をよりの確に把握するため、繁忙期における対応方法に関する項目を追加することとしている。これについては、サービス業の基本的な活動実態を把握するとともに、報告者負担の軽減に資するものとなっており、おおむね妥当と認められる。

### (4) 調査期日

調査期日については、平成11年事業所・企業統計調査（平成11年7月1日実施予定）により把握される新設事業所を母集団情報に取り込むための作業期間を確保するため、調査日を前回調査時より半月遅らせて平成11年11月15日とすることとしている。これについては、地方公共団体における事務処理期間の確保等の観点から、おおむね妥当と認められる。

### (5) 調査方法

今回調査における標本設計の変更に伴い、調査事業所数が少なくなる市町村や平成11年全国消費実態調査の調査対象となる町村等については、調査員調査に代えて都道府県又は市町村経由の郵送調査を導入することとしている。

これについては、調査の効率的実施を図るものであり、妥当と認められるが、市町村における郵送調査の適用基準について、市町村事務要領等の中で明記し、調査事務の円滑な実施を確保する必要がある。

#### (6) 調査結果の集計

調査結果は、基本的には日本標準産業分類における「大分類Lーサービス業」の小分類を基本に表章することとされているが、特に需要があり細分可能な業種については、あらかじめ産業分類格付けコードの設定等を行い、極力細分して集計する必要がある。その際、的確な記入を確保するため、記入者に記入方法を周知する措置を講ずる必要がある。

また、サービス業統計の整備に関連し、「Lーサービス業」の全体について広く概観できる統計表の整備を図るため、本調査結果に他省庁所管のサービス業関連統計や資料を併せて参考表を作成し、提供する必要がある。